



●砺波市役所でのお手続

市民課 市民係 (Tel 33-1358) にて、転出証明書の交付を受けてください。
また、以下に当てはまる方はそれぞれの係でお手続をお願いいたします。

中学生以下のお子さんがおられる方

児童手当の手続が必要です。印鑑をお持ちいただき、こども課へお越してください。

小学校・中学校を転校される場合は、現在の学校にお申出いただき、証明書をもらってください。教育総務課へもお申出ください。

また、保育所・認定こども園・幼稚園の手続、ひとり親家庭の手続、児童扶養手当の手続などが必要な方はこども課へご相談ください。

5 こども課 (Tel 33-1590・33-1596)

61 教育総務課 (Tel 33-1508)

水道の使用を中止される方

退去する住居の水道の中止手続が必要です。上下水道課へお越しいただくか、お電話でお申込みください。

10 上下水道課 (Tel 33-1460)

国民健康保険に加入されている方

国保年金係へ保険証を返却してください。

後期高齢者医療保険証をお持ちの方

- ・ 県外へお引越される方
お引越先へ提出する負担区分等証明書を発行しますので、国保年金係へお越してください。
- ・ 県内でお引越される方
国保年金係へ保険証を返却してください。

1 市民課 国保年金係 (Tel 33-1362)

介護の認定を受けておられる方

(要支援 1~2、要介護 1~5)

お引越先へ提出する受給資格証明書を発行しますので、高齢介護課へお越してください。

6 高齢介護課 (Tel 33-1328)

市営墓地をお持ちの方

赤坂霊苑、第2赤坂霊苑、青山霊苑にお墓をお持ちの場合は、墓地使用者代理人指定届等の提出が必要です。市民生活課へお越してください。

4 市民生活課 (Tel 33-1372)

バイク (125cc 以下) をお持ちの方

廃車の手続が必要です。市民課 市民係へお越してください。

1 市民課 市民係 (Tel 33-1358)

上記以外のバイク・自動車をお持ちの方

住所変更の手続が必要です。詳しくは下記へお問合せください。

- ・ 普通自動車、125cc を超えるバイク (白のナンバープレート)

富山運輸支局 050-5540-2044

- ・ 軽自動車 (黄色のナンバープレート)

軽自動車検査協会 富山事務所

050-3816-1852

障害者手帳をお持ちの方

福祉サービスを受けておられる方

個別に対応させていただきますので、手帳(受給者証)と印鑑をお持ちのうえ、社会福祉課へお越してください。

3 社会福祉課 (Tel 33-1317)

海外へお引越される方へ



- マイナンバーカードをお持ちの方は、市民課 市民係 (Tel 33-1358) で返納の手続をしていただきます。
- 国民年金についてのご案内をしますので市民課 国保年金係 (Tel 33-1362) へお越してください。
- 市県民税についてのご案内をしますので税務課 市民税係 (Tel 33-1346) へお越してください。
- 在外選挙人名簿への登録を希望される方は、出国後の在外公館での申請に加え、出国前にも申請ができます。手続の内容については総務課 行政係 (Tel 33-1209) へご相談ください。
- 再入国時には以下のものがが必要です。
 - ・ 入国日の押印のあるパスポート (空港で入国日の押印をもらってください。押印のない場合は航空券等が必要です。)
 - ・ 戸籍謄本
 - ・ 戸籍の附票
 } 本籍地に転入する場合は不要

市税納付についてのおしらせ

転出後も砺波市から市税等が課税される場合があります。市税等の納付のご相談は税務課納税係までご連絡ください。

2 税務課 納税係 (Tel 33-1302)

お手続きについてのご注意

- ・新しい住所に住み始めた日から14日以内に、お引越し先で転入の手続きをしてください。正当な理由なく届出がされない場合は過料を科されることがあります。
- ・転出証明書の転出予定日とは違う日付で転入したり、転入先の住所が変わったりした場合でも、転出証明書はそのままお使いください。
- ・転出しなくなった場合は転出証明書をお持ちいただき、砺波市役所 市民課 市民係で転出取消の手続きを行ってください。

●お引越し先の市区町村でのお手続き

以下のものをお持ちいただき、お引越し先の市民課などで転入の手続きをしてください。

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 砺波市で交付した <u>転出証明書</u> | <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(お持ちの方) |
| <input type="checkbox"/> 届出する人の <u>本人確認書類</u>
(運転免許証、保険証など) | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(お持ちの方) |
| <input type="checkbox"/> <u>委任状</u> (代理人が届出する場合) | <input type="checkbox"/> 在留カード(外国籍の方) |

また以下に当てはまる方は、お引越し先のそれぞれの係でお手続きをお願いいたします。

マイナンバーカードをお持ちの方

顔写真入りのマイナンバーカードをお引越し先へご提出ください。その際、カードの暗証番号を事前にご確認ください。

90日以内に手続きをされないとカードが失効しますのでご注意ください。

中学生以下のお子さんがおられる方

- 児童手当の手続き、お子さんの医療費助成の手続きをおこなってください。

印鑑、お子さんと保護者それぞれの保険証、児童手当受給者名義の口座の情報などが必要になります。加えて保護者の「所得・課税証明書」(砺波市が発行するもの)が必要になる場合があります。お引越し先へご確認ください。

なお、児童手当については転出予定日から15日以内に手続きが必要です。

- また、保育所・認定こども園・幼稚園の手続き、小学校・中学校の転校(砺波市の学校が発行した証明書が必要です。)、ひとり親家庭の手続き、児童扶養手当の手続きなどが必要な方もご相談ください。

介護の認定を受けておられる方

(要支援1~2、要介護1~5)

砺波市で発行した受給資格証明書をお持ちいただき、転出日から14日以内に手続きをしていただく必要があります。

バイク(125cc以下)をお持ちの方

砺波市で発行した廃車証明書をお持ちいただき、お引越し先で新しいナンバープレートの交付を受けてください。

未就学のお子さんがおられる方 妊娠されている方

乳幼児健康診査・予防接種、妊婦健康診査の手続きが必要です。母子健康手帳や、砺波市で発行した各種問診票、受診票、接種券をお持ちいただき、お引越し先のものとお引換えください。

国民健康保険に加入されている方

新しい保険証の交付を受けてください。

後期高齢者医療保険証をお持ちの方

- ・ 県外へお引越しされる方
負担区分等証明書をお持ちいただき、お引越し先で手続きをしてください。
- ・ 県内でお引越しされる方
後日、新しい住所の入った保険証が郵送で届きます。

厚生年金・共済年金に加入されている方

それぞれの勤務先で手続きをしてください。

印鑑登録をされていた方

印鑑登録証明書を発行するには、お引越し先で新たに登録する必要があります。

犬を飼われている方

現在お持ちの犬の鑑札をお持ちいただき、飼い主の住所変更の手続きをしてください。

障害者手帳をお持ちの方 福祉サービスを受けておられる方

手帳(受給者証)と印鑑をお持ちのうえ、お引越し先で手続きをしてください。